

平成20年8月 8日

高松市長 大 西 秀 人 殿

高松市情報公開審査会

会長 川 東 祥 次

行政文書の一部公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成18年9月29日付け高下管第138号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

本件異議申立ての対象となっている「平成18年8月23日付け高下管第111号文書，当該各文書に係る決定書に関する一切の起案文書，その起案文書に添付された一切の文書，当該各答申文書およびこれらに関連する一切の文書その他の資料の全部」（以下「対象行政文書」という。）について，実施機関（高松市長をいう。以下同じ。）が一部公開とした処分は相当であり，本件異議申立てを棄却すべきである。

なお，本件対象行政文書中「覚書」については，別案件の平成19年9月12日付け高財活第116号「行政文書非公開決定処分に係る変更決定通知」により既に異議申立人に全部公開されており，当該対象行政文書に係る異議申立てについては，その利益がないため却下相当である。

2 異議申立てに至る経過

平成18年8月27日に，高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号。以下「条例」という。）に基づく対象行政文書の公開請求があり，受け付けた。実施機関は，同年9月7日に一部公開の決定をし，請求人に通

知した。請求人は、「本件処分は、条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。」等の理由から実施機関の非公開処分の取消しを求めて同月13日に異議申立書を提出し、実施機関はこれを受け付けた。

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、次のとおりである。

- (1) 本件処分は、条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。
- (2) 本件「決定通知書」に記載している「公開しない理由」は、条例の非公開事由に該当しない。
- (3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には、適法に処分理由が明示されていないので、高松市行政手続条例8条に違反し、本件処分は無効である。

4 実施機関が非公開とした理由（却下相当内容除く。）

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

(1) 請求内容の概要

異議申立人が平成10年5月10日付けで提起した行政文書「東部下水処理場および福岡下水処理場の設置に際して、または、運用時もしくは運用中に漁業補償金として支出した金員に関する起案文書、協定書、覚書、その他の契約書、その他これらに関する一切の資料」の非公開決定に関する異議申立てに対し、高下管111号平成18年8月23日付けで行った決定（一部公開）についての決裁文書のすべて

(2) 非公開部分について

請求者の住所、氏名、年齢、郵便番号、電話番号および印影は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるため。

よって、条例7条1号に該当し非公開が相当である。

5 審査会の判断（却下相当内容除く。）

当審査会は、実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

本件対象行政文書は、「公文書非公開に関する異議申立てに関する決定について」、「異議申立てに係る決定通知書」、「決定書」、「情報公開審査会の答申書」、「公文書公開請求書」、「高松市公文書公開決定通知書」、「異議申立書」および「公文書非公開（不存在）決定に関する不服申立てについて（諮問）」であり、決定当時の一部公開の決定理由について、検討する。

（１） 個人の住所、氏名、年齢、郵便番号、電話番号および印影について

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものとして条例７条１号に該当し、実施機関が非公開とした処分は相当である。

よって、当審査会は、「１ 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成１８年９月２９日	諮問書受付
平成２０年３月２８日	実施機関からの非公開理由書受付
平成２０年６月１９日	実施機関の非公開理由の聴取および争点の審査
平成２０年７月３０日	答申案審査
平成２０年８月８日	答申